

## 訪問看護契約書

(以下、「利用者」といいます。) とやまなみ訪問看護ステーション (以下、「事業者」といいます。) は事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し医療保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条 (契約期間と更新)

この契約の契約期間は、令和3年 月 日から医師に指示を終了するまでもしくは文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条 (訪問看護計画の作成、変更)

訪問看護は主治医の指示により訪問開始となります。利用者の希望を踏まえて指示書に添って訪問看護計画を作成いたします。医師に指示・利用者の希望変更がある場合は速やかに「訪問看護計画」を変更いたします。また、この計画書は月に一回主治医に提出を行います。

### 第4条 (訪問看護内容、変更)

- 1 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し「訪問看護計画書」に添った内容の訪問看護を提供します。
- 2 「訪問看護計画書」の変更等に伴い事業者が提供するサービスの内容等が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「訪問看護計画」を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。
- 3 前項のサービス従業者は、常に身分証を携行し利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでもこれを提示します。

#### 第5条（サービスの提供記録）

事業者はサービス提供記録を作成することとし、これをこの契約の終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて開示し又は実費によりその複写物を交付します。

#### 第6条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供し主治医との密接な連携を図ります。

#### 第7条（利用料及び利用料の変更）

- 1 事業者が提供する訪問看護に対する月毎の利用料等は[重要事項]のとおりです。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して翌月10日までに利用者に交付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに（現金集金の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。
- 6 利用料のうち、関係法令に基づいて決められているものについて関係法令が変更の場合は、事業者は改定後の関係法令に従った利用料に変更することができるものとします。

#### 第8条（サービスの利用中止）

- 1 利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知することにより、利用料を支払うことなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が、病変、急な入院、やむを得ない事情がある場合を除き、前項の通知をすることなくサービスの中止を申し出た場合は、利用料の一部又は全額を請求する事ができます。（実費となります。）

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ※①ご利用の24時間までにご連絡いただいた場合 | 無料          |
| ②ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合 | 当該基本料金の50%  |
| ③ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合 | 当該基本料金の100% |

## 第9条（契約の終了）

次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者が介護保険でのサービスを行うようになった場合
- (3) 利用者が死亡した場合

## 第10条（利用者の解約権）

1 利用者は事業者に対して主治医の許可の下、いつでもこの契約解約を申し入れることができます。

この場合には、7日以上予告期間をもって通知することとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 次の事項に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直にこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反するなど、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

## 第11条（事業者の解約権）

事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、事業者は、保健・医療・福祉サービス機関と連携し利用者に対して必要な援助を行います。

## 第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産の損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 第 14 条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業者は、提供された訪問看護に関する苦情がある場合には、事業者、大分県国民健康保険団体連合会の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

#### 第 15 条（代理人）

利用者は、代理人を選任しこの契約を定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

#### 第 16 条（守秘義務）

- 1 事業者、サービス従業者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は利用者に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の事業所・市町村等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で利用者又はその家族の個人情報を用いることができます。

#### 第 17 条（訪問看護師の禁止行為）

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって次の各号に該当する行為を行いません。

- 1 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- 2 利用者の家族に対するサービスの提供
- 3 飲酒及び喫煙
- 4 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 5 その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### 第 18 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については医療保険法の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議の上定めます。

## 【重要事項説明書】

< 令和3年 月 日 >

### 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電 話	0977-24-8742 (午前9時から午後5時まで)
担 当	荒金 成司

### 2 ご利用の事業所の概要

#### (1) 名称等

事業所の名称	やまなみ訪問看護ステーション
所在地	別府市大字南立石 274-2
管理者の氏名	向井 貴美江
電話・FAX	TEL 0977-24-8742 FAX 0977-21-2170
サービスを提 供する地域	別府市・日出町・杵築市・大分市・宇佐市

#### (2) サービス提供時間帯

平日・土曜・祭日 通常時間 8:30～17:00  
日曜日・元旦は除く(ただし主治医の指示により緊急時対応を除く)  
緊急時対応をご契約されている方は、時間外・緊急時は上記連絡先にご連絡下さい。

#### (3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名	0名	管理業務	1名
従業者	看護師	6名	0名	看護業務	6名
その他職員	事務職員	1名	0名	事務	1名

### 3 サービス内容

主治医と連携を取り、心身の状態に応じて以下のケアを行います。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症利用者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 医師の指示による医療処置

### 4 利用料等

#### (1) 利用料金

法令で定める料金で自己負担額は、保険負担率によって異なります。

また、自立支援法に基づく通院医療公費負担制度にて自己負担

が原則1割になります。(月額自己負担上限額)

#### 【料金表 基本料金】

		基本料金	自己負担 1割の場合
基本療養費Ⅰ	週3回まで/週	5,550円	555円
	週4回まで/週	6,550円	655円
基本療養費Ⅲ	週3回まで/週	4,300円	430円
	週4回まで/週	5,300円	530円
24時間連絡体制加算		5,400円	540円
重症管理加算/月		2,500円	250円
重症度の高いもの/月		5,000円	500円
訪問看護管理療養(1日につき)	初日	7,300円	730円
	2日目以降	2,950円	295円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円

	内容	基本料金	自己負担 1割負担の場合
ターミナル加算	死亡時前14日以内に主治医の指示により2回以上訪問実施時。	20,000円	2,000円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用している状態が長時間必要。1回2時間越える訪問。	5,200円/週1回	520円
緊急訪問加算	在宅療養支援診療所又は病院の主治医の指示により緊急に訪問を行う。	2,650円/日	265円
複数回の訪問加算	厚生労働省大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示期間の利用者に対して「難病等複数訪問加算」	4,500円/日2回 8,000円/日3回 以上	
退院時共同指導加算	退院・退所時に在宅療養についての指導を共同で行いその内容を文書で提供した場合	6,000円/実施月	600円
退院支援指導加算	難病等の利用者や重症者管理加算の対象となる利用者に対して特別の関係のない保険医療機関から退院に当たって療養上必要な指導を行った場合	6,000円	600円

在宅患者連携指導 加算	利用者の同意を得て訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書などにより情報共有を行う。	3,000 円／月	300 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し共同で指導を行う。	2,000 円／月 2 回 まで	200 円

(2) 料金の請求及びお支払い方法 (契約書第 7 条)

利用料の請求方法	当月の料金合計額を請求書に明細を付して翌月 10 日までに交付します。
お支払い方法	当月の合計額を翌月 20 日までに現金集金の方法で行います。

(3) 利用の中止、変更 (契約書第 8 条)

- ① 利用者予定日の前日に利用者の都合により訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日 24 時間前までに事業者申し出て下さい。お申し出がない場合で中止となった場合はキャンセル料が発生いたします。(実費)
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5 交通費

2 で記載しているサービス提供区域外は交通費を徴収いたします。



## 6 解約権

契約書（第 10 条・11 条）参照して下さい。

## 7 訪問看護師の禁止行為（契約書第 17 条）

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって次の該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

## 9 緊急時の対応方法（契約書第 13 条）

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより医師・救急隊・ご家族などに連絡し必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、主治医、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合に損害賠償を速やかに行えるよう、損害賠償保険に加入しています。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10 サービス内容に関する苦情

- (1) 事業所の相談・苦情（契約書第 14 条）

担当 荒金 成司	電話 0977-24-8742
----------	-----------------

- (2) その他

当事業所以外に、お住まいの大分県国民健康保険団体連合会の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

大分県国民健康保険団体連合会	電話 097-534-8470
----------------	-----------------

上記の契約書及び重要事項の説明を証するため、本書 2 通を作成し、利用者事業者が記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 3 年 月 日

事業所

事業者 やまなみ訪問看護ステーション  
住所 別府市南立石 274 番地 2  
管理者 向井 貴美江 印

契約者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

(医療保険)

# 訪問看護契約書

やまなみ訪問看護ステーション

